

# 須崎市図書館等複合施設整備事業

## 募集要項 修正版

令和5年2月3日

須 崎 市

# — 目 次 —

|                                               |           |
|-----------------------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 募集要項の定義</b>                          | <b>1</b>  |
| <b>第 2 章 対象事業の概要</b>                          | <b>2</b>  |
| 2.1. 事業内容に関する事項                               | 2         |
| 2.1.1. 事業名                                    | 2         |
| 2.1.2. 施設の管理者                                 | 2         |
| 2.1.3. 事業の目的                                  | 2         |
| 2.1.4. 事業の内容                                  | 2         |
| <b>第 3 章 事業者の募集及び選定に関する事項</b>                 | <b>4</b>  |
| 3.1. 事業者の募集及び選定方法                             | 4         |
| 3.2. 事業者の募集及び選定スケジュール                         | 4         |
| 3.3. 公募の手続き等                                  | 4         |
| 3.3.1. 募集要項等に関する質問の受付                         | 4         |
| 3.3.2. 公募参加資格の確認                              | 4         |
| 3.3.3. 提案書及び提案価格書に関する事項                       | 6         |
| 3.4. 応募者の備えるべき参加資格要件                          | 7         |
| 3.4.1. 応募者の構成等                                | 7         |
| 3.4.2. 構成企業の参加資格制限                            | 7         |
| 3.4.3. 業務実施企業の参加資格要件                          | 9         |
| 3.4.4. 参加資格の確認基準日                             | 10        |
| 3.4.5. 参加資格要件の喪失                              | 10        |
| 3.5. 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項                      | 11        |
| 3.6. 提出書類の取扱い                                 | 11        |
| 3.6.1. 著作権                                    | 11        |
| 3.6.2. 特許権等                                   | 11        |
| <b>第 4 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> | <b>12</b> |
| 4.1. 責任分担に関する基本的な考え方                          | 12        |
| 4.2. 予想されるリスクと責任分担                            | 12        |
| 4.3. 事業の実施状況の監視                               | 12        |
| 4.3.1. 提供されるサービスの水準                           | 12        |
| 4.3.2. 事業者による業務品質の確保                          | 12        |
| 4.3.3. 事業の実施状況のモニタリング                         | 12        |
| 4.3.4. モニタリング結果に対する措置                         | 12        |
| <b>第 5 章 契約及び支払いに関する事項</b>                    | <b>13</b> |
| 5.1. 契約に関する基本的な考え方                            | 13        |
| 5.1.1. 仮契約の締結                                 | 13        |

|                                                    |           |
|----------------------------------------------------|-----------|
| 5.1.2. 事業契約書の内容変更 .....                            | 13        |
| 5.1.3. 契約の締結 .....                                 | 13        |
| 5.1.4. 仮契約及び本契約が不成立となる事由.....                      | 13        |
| 5.1.5. 契約に係る契約書作成費用.....                           | 14        |
| 5.1.6. 契約保証 .....                                  | 14        |
| 5.2. 支払に関する事項 .....                                | 14        |
| <b>第 6 章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .. | <b>15</b> |
| <b>第 7 章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項</b> .....         | <b>16</b> |
| 7.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....          | 16        |
| 7.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....            | 16        |
| 7.3. その他 .....                                     | 16        |
| <b>第 8 章 法制上及び税制上の措置と財政上及び金融上の支援等に関する事項</b> .....  | <b>17</b> |
| 8.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....                       | 17        |
| 8.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....                       | 17        |
| 8.2.1. 交付金等の活用 .....                               | 17        |
| 8.2.2. その他の財政上又は金融上の支援.....                        | 17        |
| 8.3. その他の支援に関する事項.....                             | 17        |
| <b>第 9 章 その他</b> .....                             | <b>18</b> |
| 9.1. 議会の議決 .....                                   | 18        |
| 9.2. 情報公開及び情報提供 .....                              | 18        |
| 9.3. 問合せ先.....                                     | 18        |

---

## 第1章 募集要項の定義

須崎市図書館等複合施設整備事業 募集要項（以下「募集要項」という。）は、須崎市（以下「市」という。）が設計、施工を一括で発注する「崎市図書館等複合施設整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、公募型プロポーザルについての要項である。

事業の基本的な考え方については、実施方針（令和4年8月26日公表）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見に対する回答（令和4年10月公表）を反映し、一部変更している。

したがって、募集要項に添付されている以下の資料は、募集要項と一体のものとする。（以下「募集要項等」という。）

- ・ 須崎市図書館等複合施設整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・ 須崎市図書館等複合施設整備事業 審査基準（以下「審査基準」という。）
- ・ 須崎市図書館等複合施設整備事業 様式集（以下「様式集」という。）
- ・ 須崎市図書館等複合施設整備事業 事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）

---

## 第2章 対象事業の概要

### 2.1. 事業内容に関する事項

#### 2.1.1. 事業名

須崎市図書館等複合施設整備事業

#### 2.1.2. 施設の管理者

須崎市長

#### 2.1.3. 事業の目的

本施設においては、これまで実施した市民ワークショップや検討サロン等で市民の皆様からいただいた意見を参考としつつ、知の拠点として「知る」「学ぶ」「創造する」「研究する」等が可能となる機能を持たせること、そして、交流拠点として「集う」「参加する」「地域を探索する」ことにつながる機能を持たせることによって、市民の知的・文化的要望に応えられる施設を目指す。

また、現代社会を取り巻く状況は著しく変化しているため、少子高齢化や人口減少が進む地域の課題解決の一助にもなることや時代に沿った教育の場ともなり得ることを見据え、本施設においては、AIをはじめとする革新的な技術や ICT に“手軽”かつ“日常的”に触れられる施設環境を目指す。

#### 2.1.4. 事業の内容

##### (1) 事業の範囲

本事業は、契約事業者が施設整備（設計及び建設に関する業務）を遂行し、本施設の所有権を市に移転するまでを事業の範囲とする。

契約事業者が行う業務の範囲の概要は、以下のとおりとし、具体的な業務の範囲については、本要綱及び基本計画を基に、民間事業者との質疑応答を踏まえ、募集要項等公表の際に、事業の要求水準書（以下、「要求水準書」という。）で提示する。

##### ①設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計（基本設計、実施設計）業務
- (ウ) 設計業務に伴う各種許認可申請等の手続業務（開発に伴う申請を含む）
- (エ) 長期修繕計画書（案）作成業務
- (オ) その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

##### ②建設業務

- (ア) 建設業務
- (イ) 什器・備品等調達設置業務
- (ウ) 周辺対策業務
- (エ) 建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (オ) 所有権移転に伴う申請等の業務
- (カ) その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

##### ③工事監理業務

- (ア) 工事監理業務

---

#### ④引継ぎ支援業務

(ア) 運営者の本施設の運営・維持管理に係る習熟支援業務

#### (2) 公共施設等の立地条件

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 所在地  | 高知県須崎市西糺町（詳細は、要求水準書のとおり） |
| 敷地面積 | 14,592 m <sup>2</sup>    |

#### (3) 事業の期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和8年3月31日までとする。

#### (4) 事業の方式

本事業は、PFI法に基づく事業契約を締結する。

事業方式はBT方式（注1）を前提とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。

（注1）契約事業者が施設整備（設計・建設）を実施し、竣工後、施設の所有権を市に移転する。

#### (5) 遵守すべき法令等

契約事業者は、事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

---

## 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業において、事業者の民間ノウハウ並びに創意工夫を期待する観点から、事業者の募集及び選定にあたっては、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式を採用する。

### 3.2. 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 項目               | 日程              |
|------------------|-----------------|
| 募集要項等の公表         | 令和4年12月20日      |
| 募集要項等に関する質問の受付〆切 | 令和5年1月16日(月) 正午 |
| 募集要項等に関する質問の回答公表 | 令和5年2月上旬        |
| 参加表明書の提出〆切       | 令和5年2月15日(水) 正午 |
| 企画提案書の提出〆切       | 令和5年4月3日(月) 正午  |
| 優先交渉権者の決定        | 令和5年4月下旬        |
| 仮契約の締結           | 令和5年5月下旬        |
| 事業契約の締結          | 令和5年6月中旬        |
| 施設の所有権移転         | 令和8年3月頃         |

### 3.3. 公募の手続き等

#### 3.3.1. 募集要項等に関する質問の受付

##### (1) 受付期間

令和4年12月26日(月)～令和5年1月16日(月) 正午まで

##### (2) 受付方法

様式集の「(様式1) 募集要項等に関する質問書」に記入の上、須崎市教育委員会 生涯学習課まで電子メール(E-mail: syogail@city.susaki.lg.jp)にて提出すること。

##### (3) 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、令和5年2月上旬に市ホームページにおいて公表する。

##### (4) 募集要項等の変更

民間事業者からの意見を踏まえ、募集要項等の内容を見直し、募集要項等の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

#### 3.3.2. 公募参加資格の確認

応募者は、以下のとおり、様式集の「2. 参加資格申請に関する提出書類(様式2～10)」(以下「参加表明書等」という。)を提出し、公募参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び公募参加資格がないとされた者は公募に参加することはできない。また、参加表明書等の提出は、グループ代表企業が行うこと。

---

---

## **(1) 参加表明書等の提出日時**

### **(ア) 提出日時**

令和5年1月16日（月） 9時から令和5年2月15日（水） 正午まで

### **(イ) 提出場所**

須崎市教育委員会 生涯学習課

高知県須崎市山手町1番7号

TEL：0889-42-8591（直通）

E-mail：syogail@city.susaki.lg.jp

### **(ウ) 提出方法**

提出場所に持参又は郵送等により行うこと。

なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ、配達記録が残る方法とし、また、提出日時内に必着とする。

### **(エ) 提出書類**

参加表明書等の書類を提出すること。

### **(オ) 作成方法**

様式集に定めるところに従い作成すること。

## **(2) 資格審査の結果通知**

参加資格の審査結果は、参加表明をした者に対して、書面により令和5年2月28日（火）までに通知する。

## **(3) 参加資格がないとされた場合の扱い**

参加資格審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により以下のとおり説明を求めることができる。

### **(ア) 提出日**

通知を受けた日から起算して7日

### **(イ) 提出場所**

須崎市教育委員会 生涯学習課

高知県須崎市山手町1番7号

TEL：0889-42-8591（直通）

E-mail：syogail@city.susaki.lg.jp

### **(ウ) 提出方法**

説明を求める旨を記載した書面（書式自由）を提出場所へ持参又は郵送等により提出すること。

### **(エ) 回答**

説明要求の書面を提出した者に対し、当該書面の提出のあった日から7日（休日を除く。）以内に書面により行う。

## **(4) 参加者のグループ構成企業の変更**

参加資格審査後は、応募者のグループ構成企業の変更や追加は原則として認めない。ただし、応募者の申出により、市がやむを得ないと認めて承認した場合に限り、参加資格要件を欠く応募者のグループ構成企業の構成企業（ただし、グループ代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

---

---

### 3.3.3. 提案書及び提案価格書に関する事項

参加資格の確認を受けた応募者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書」という。）及び提案価格書を以下により提出すること。

#### (1) 提出日時・場所・提出方法及び作成方法

##### (ア) 提出日時

令和5年3月16日（木） 9時から令和5年4月3日（月）正午まで

##### (イ) 提出場所

須崎市教育委員会 生涯学習課

高知県須崎市山手町1番7号

TEL：0889-42-8591（直通）

E-mail：syogail@city.susaki.lg.jp

##### (ウ) 提出方法

提出場所に持参又は郵送等により行うこと。

なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ、配達記録が残る方法とし、また、提出日時内に必着とする。

##### (エ) 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

#### (2) 提案価格書の確認等

##### (ア) 提案価格

消費税及び地方消費税を含む金額とし、かつ「(イ)提案価格上限額」を超えない金額とし、様式集の「提案価格書（様式15）」と様式集の「提案価格内訳書等（様式16-1～16-4）」で齟齬のない金額とすること。

##### (イ) 提案価格上限額

3,200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

##### (ウ) 確認方法

市は提出された提案書類が全て揃っているかを確認し、その上で記載された提案価格が、提案価格上限額の範囲内であることを確認する。

提案価格が提案価格上限額を超える場合は、失格とする。

#### (3) その他

##### (ア) 募集要項の承諾

応募者は、募集要項の記載内容を承諾の上、申請書類及び事業提案書の提出書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

##### (イ) 費用負担等

提案書等の作成及び提出等、公募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

##### (ウ) 提案書等の提出方法

提案書等の提出については、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。また、提出に当たっては、応募者のグループ代表企業が行うこと。

---

なお、市の受領証明を必要とする場合は、応募者の確認結果通知書の写しを持参すること。

(エ) 公募参加の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が、提案書等の提出期限までに当該書類を提出しない場合、当該応募者は棄権したものとみなす。

なお、公募を辞退するときは、提案書受付締切日時までに様式集の「参加辞退届（様式13）」を提出するものとする。

(オ) 公正な公募の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に公募を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を参加させず、又は公募の実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

### 3.4. 応募者の備えるべき参加資格要件

#### 3.4.1. 応募者の構成等

応募者の構成等に関する諸条件は以下のとおり。

- ① 応募者は、本事業の各業務にあたる複数の企業等で構成されるグループとする。
- ② 応募者は代表企業を1社定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ③ 応募者が特別目的会社を設立する場合、応募者を構成する者のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成企業」、特別目的会社に出資を予定していない者で、業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」として、該当する立場を参加表明書に明記するものとする。
- ④ 参加の意思を表明した構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。
- ⑤ 同一の応募者が複数の提案を行うことはできない。
- ⑥ 構成企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。
- ⑦ 市は、応募者の構成等も含め地域経済に配慮した提案を期待する。なお、事業者の選定にあたっては、審査基準に準じてこれを評価する。

#### 3.4.2. 構成企業の参加資格制限

次のいずれかに該当する者は、グループ構成企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
  - ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
  - ③ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者。
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続
-

---

開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者で、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。

- ⑤ 令和元年 9 月 1 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項による和議開始の申立てをしている者。
- ⑥ 令和元年 9 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- ⑨ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、須崎市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑫ 構成企業及び協力企業のいずれかで、他の応募者として参加している者。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった他の構成企業又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑬ 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。
  - a. 暴力団とは、暴対法第 2 条第 2 号に規定する団体。
  - b. 暴力団員とは、暴力団の構成員。
  - c. 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ以下のいずれかに該当する者。
    - a) 暴力団の威力を背景に、暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
    - b) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- ⑭ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。

---

### 3.4.3. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理の各業務を行う者（事業者が設立する特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下に示すア、イ、ウの要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

#### (1) 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件について全ての企業が該当し、(ウ)の要件は少なくとも1社が該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 市の令和3・4年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - a. 入札参加資格者名簿に登録されていない事業者については、登録に必要な書類と同等の書類を事前に市に提出し、承認を受けた場合に限り、要件を満たしているものとして取り扱う。
  - b. 上記aにより、承認を受けようとする事業者は、令和5年1月27日(金)正午までに必要書類を提出すること。
- (ウ) 平成24年4月以降に、国・地方公共団体・特殊法人等から同種業務・類似業務を元請として受注した実績を有していること。
  - a. 同種業務の実績とは、過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日までに完了した業務）に、延床面積2,000㎡以上の図書館及び図書館を含む複合施設に係る基本及び実施設計業務を元請として、完了した実績とする。
  - b. 類似業務の実績とは、過去10年間平成24年4月1日から令和4年3月31日までに完了した業務）に、延床面積2,000㎡以上の図書館以外の文化施設機能を含む複合施設に係る基本及び実施設計業務を元請として、完了した実績とする。

#### (2) 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社が、以下に示すいずれの要件にも該当すること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 市の令和3・4年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - a. 入札参加資格者名簿に登録されていない事業者については、登録に必要な書類と同等の書類を事前に市に提出し、承認を受けた場合に限り、要件を満たしているものとして取り扱う。
  - b. 上記aにより、承認を受けようとする事業者は、令和5年1月27日(金)正午までに必要書類を提出すること。
- (ウ) 建築工事一式について、経営事項審査の直近の総合評点が1,300点以上であること。

- 
- (エ) 平成 24 年 4 月以降に、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績を有していること。

### **(3) 工事監理業務を行う者**

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件について全ての企業が該当し、(ウ)の要件は少なくとも 1 社が該当すること。

また、本業務は設計意図伝達業務を含むものとする。なお、工事監理業務は設計業務と兼任することは可とする。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 市の令和 3・4 年度の入札参加資格者名簿に登録されていること
- a. 入札参加資格者名簿に登録されていない事業者については、登録に必要な書類と同等の書類を事前に市に提出し、承認を受けた場合に限り、当参加要件を満たしているものとして取り扱う。
- b. 上記 a により、承認を受けようとする事業者は、令和 5 年 1 月 27 日(金)正午までに必要書類を提出すること。
- (ウ) 平成 24 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の工事監理実績を有していること。

#### **3.4.4. 参加資格の確認基準日**

参加資格確認基準日は、募集要項に定める参加表明書の提出締切日とする。

#### **3.4.5. 参加資格要件の喪失**

参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合において、記載の要件を満たした場合は、引き続き有効とする。

##### **(1) 参加資格要件の確認基準日から応募及び提案に係る書類の提出の前日までに参加資格を喪失した場合**

応募者及び協力企業のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績をもつ新たな法人を応募グループ又は協力企業として加えたうえで、応募グループの再編成を市に申請し、提案書の提出までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで応募グループの再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本要綱に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする（申し出の期限については、募集要項等において明らかにする）。

##### **(2) 応募及び提案に係る書類の提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合**

上記 (1) と同様とする。ただし、応募グループのうち、代表企業が参加資格要件を喪失し

---

た場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

### **3.5. 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項**

市は、応募者が提出した提案書等の評価を行うため、学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、審査委員会の審査内容をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、審査の詳細については、審査基準に定める。

### **3.6. 提出書類の取扱い**

#### **3.6.1. 著作権**

本事業に関する提案内容の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において優先交渉権者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、応募者の承諾を得たうえで、市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

#### **3.6.2. 特許権等**

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施行方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

---

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 4.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを契約期間において確実に提供することを目指すものであり、事業者が担当する各業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### 4.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、契約書によるものとし、応募参加者は負担するリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、事業契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

### 4.3. 事業の実施状況の監視

#### 4.3.1. 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

#### 4.3.2. 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、要求水準書に定める水準を満たしていることを、事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書（案）に定める。

#### 4.3.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する各業務についてモニタリングを行う。

なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用し、その時期、方法及び内容等については、事業契約書（案）に定める。

#### 4.3.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する各業務の水準が要求水準書に定める業務水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の支払いの延期や減額等の措置を行うことがある。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）に定める。

---

## 第5章 契約及び支払いに関する事項

### 5.1. 契約に関する基本的な考え方

#### 5.1.1. 仮契約の締結

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書等に基づき仮契約を締結する。この仮契約の締結により、優先交渉権者を事業者とする。

#### 5.1.2. 事業契約書の内容変更

市は、事業者との契約に際し、基本的に事業契約書（案）の内容変更は行わないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために、文言の修正を行うことは可能である。

なお、事業契約の詳細については、事業契約書（案）に定める。

#### 5.1.3. 契約の締結

須崎市議会において議案の議決を受けた後、当該仮契約を本契約とする。ただし、須崎市議会において、否決された場合、仮契約の効力は遡及的に消滅するものとする。

#### 5.1.4. 仮契約及び本契約が不成立となる事由

事業者のいずれかが以下のいずれかの事由（以下「デフォルト事由」という。）に該当するに至った場合、市は、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができ、仮契約を締結していた場合は、これを解除できるものとする。

この場合において、デフォルト事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業者は、市の請求に基づき、本事業の契約金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。

なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由の発生により市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務とする。

ア 事業者に係る破産法(平成16年法律第75号)上の破産手続きの開始、会社更生法の会社更生手続きの開始、民事再生法の民事再生手続きの開始、会社法(平成17年法律第86号)の特別清算手続きの開始その他の倒産にかかる法令の手続きについて、グループ構成企業（建設JVを組成する場合は当該建設JVの構成企業）の取締役会でその申立てを決議したとき、又はその他第三者（グループ構成企業（建設JVを組成する場合は当該建設JVの構成企業）の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

イ 公正取引委員会が、当該事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

---

ウ 当該事業者(当該事業者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

エ 事業者が3.4.2. に記載する制限に該当すると判断されたとき。

#### **5.1.5. 契約に係る契約書作成費用**

事業契約書(案)の内容検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書に要する費用は、事業者の負担とする。

#### **5.1.6. 契約保証**

事業者は、本契約と同時に、契約代金額の10パーセントに相当する金額以上の契約の保証を付さなければならない。

なお、契約の保証の種類は以下のとおりとする。ただし、エの場合においては、履行保証保険証券を市に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 本契約による債務の履行を保証とする公共工事履行保証証券による保証

オ 本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

### **5.2. 支払に関する事項**

契約事業者が実施する施設整備に要する対価は、事業年度ごとの出来高に応じて市が分割して支払うことを基本とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。

市からの支払いに係る具体的な内容については、事業契約書(案)に定める。

---

## 第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、本事業に関する紛争については高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

---

## 第7章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

### 7.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前各号のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

### 7.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

### 7.3. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

---

## 第8章 法制上及び税制上の措置と財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 8.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、市は事業者と協議するものとする。

### 8.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### 8.2.1. 交付金等の活用

本事業において、市は「社会資本整備総合交付金」の活用を想定している。事業者は、交付金等の申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

#### 8.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、株式会社民間資金等活用事業推進機構、国や県の官製ファンド等から財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力するものとする。

### 8.3. その他の支援に関する事項

ア 市は、事業実施に伴う許認可等に関して、事業者に協力するものとする。

イ 市は、法改正等によりその他の支援が適用される可能性がある場合には、事業者と協議を行うものとする。

---

## 第9章 その他

### 9.1. 議会の議決

事業契約に関する議案を、令和5年6月の市議会定例会に提出を予定している。

### 9.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表するものとする。

須崎市ホームページ <https://www.city.susaki.lg.jp/>

### 9.3. 問合せ先

担当部署：須崎市教育委員会 生涯学習課

住 所：〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

電話番号：0889-42-8591（直通）

Eメール：syogail@city.susaki.lg.jp